

令和8年度 中小企業人材確保のための 奨学金返還支援事業 登録企業募集

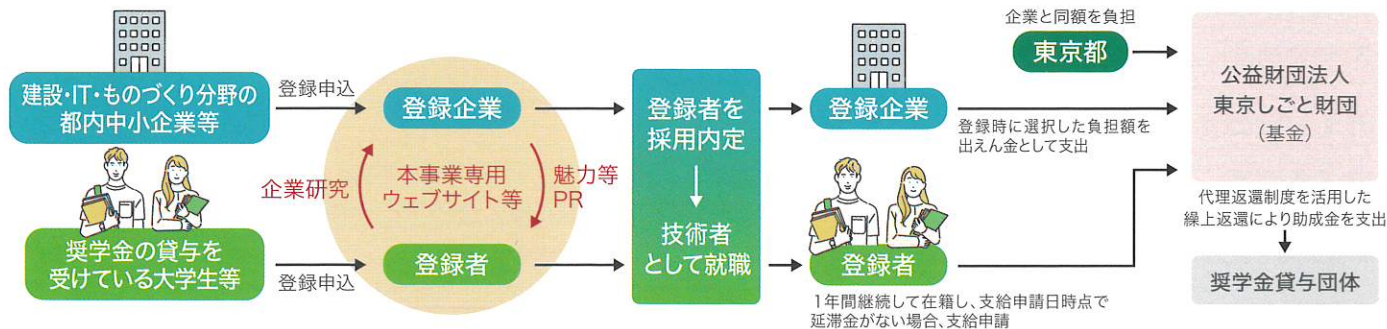
事業概要

建設・IT・ものづくり分野の都内中小企業等における技術者の人材の確保と定着を支援するため、中小企業等に奨学金の貸与を受けている大学生等が技術者として就職して1年継続して在籍した場合、東京都と中小企業等がそれぞれ出えん金を負担し、奨学金返還費用の一部を（公財）東京しごと財団が奨学金貸与団体に直接支払う方法によって助成します。



登録申込受付期間 令和8年 2月5日(木)～ 令和8年 12月17日(木) 17時必着

事業の流れ



奨学金返還助成額【うち企業負担額】

登録者 (大学生等) 1名に対して	①	②	③	NEW! 大学院卒の採用 のみ選択可
	年10万円 [年5万円] ×3年	年24万円 [年12万円] ×3年	年50万円 [年25万円] ×3年	年75万円 [年37.5万円] ×3年

- ①～③のうち、希望する企業負担額を登録申込時に選択してください。
- 上記に追加して、大学院卒を採用する場合のみに適用可能な④を選択することも可能です。
- 企業が支出した額と同額を東京都が負担し、登録者への助成額は、3年間で①30万円、②72万円、③150万円、④225万円となります。登録者を採用しない場合、企業の負担は発生しません。

登録申込方法

郵送又は電子申請(Jグランツ)によりお申し込みください。詳細は事業専用ウェブサイトでご確認ください。

<https://tokyo-scholarship-support.jp/stakeholder/>



■ 対象企業(以下の要件をすべて満たすこと)

1. 以下のいずれかに該当すること

- ア 本社又は主たる事業所が東京都内にある中小企業等
- イ 大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等

2. 以下の業種で事業を営み、大学生等の技術者(研究・技術の職業)採用を希望していること

分野	業種(日本標準産業分類)	職種(厚生労働省編職業分類)
建設	D. 建設業	02 研究・技術の職業
	L. 学術研究, 専門・技術サービス業のうち 74. 技術サービス業(他に分類されないもの)の 7421. 建築設計業または7422. 測量業	
IT	G. 情報通信業のうち 39.情報サービス業または40.インターネット附随サービス業	
ものづくり	E. 製造業	

3. 大学生等を技術者として採用し、その者が1年継続して在籍した場合、最大3年間にわたり登録申込時に選択した企業負担金額の負担を確約できること

■ 登録者[奨学金の貸与を受けている大学生等](以下の要件をすべて満たすこと)

1. 次のアからウまでのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者として就職を希望している者

- ア 大学(短大除く)、大学院、大学校(4年制大学に相当するものに限る)若しくは高等専門学校(専攻科)を令和9年3月31日までに卒業又は修了予定の者
- イ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了しており、かつ、満35歳未満の者
- ウ 登録申込日時点で大学等を卒業又は修了後3年以内の者

2. 次のア又はイのいずれかの奨学金を借り入れていること

- ア 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金
- イ 代理返還制度を実施している公的機関実施の貸与型奨学金で東京しごと財団理事長が認めるもの

3. 他の制度による奨学金の返還免除等を受けていない者

■ 出えん金の支出期間

登録者を技術者として正規雇用し、当該登録者が採用日から継続して1年間在籍した場合、企業負担金額を東京しごと財団へお支払いいただく必要があります。2年間在籍後、3年間在籍後も同様に企業負担金額をお支払いいただきます。

※登録者を技術者として採用しなかった場合、出えん金の支払いは必要ありません。

■ 登録者を採用できる人数(専用枠)

1年度あたり1社につき3名(上限)

■ よくある質問

Q. 対象職種の「研究・技術の職業」について教えてください。

A. 開発技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者等が該当します。製造工や機械工など職人は該当しないのでご注意ください。

Q. 「専用枠」とは
どのようなものですか。

A. 「専用枠」とは、登録企業が行う事業専用の若手技術者求人募集のことです。奨学金返還支援対象とする採用の人数をあらかじめ明示する必要があります。

Q. 奨学金を借りている大学生に内定を出しました。本事業の対象となりますか。

A. 内定後であっても採用日より前に一定の手続きを済ませていれば、本事業の対象となります。詳細については、事務局にお問い合わせください。

まずはお気軽にお問合せください

中小企業人材確保のための
奨学金返還支援事業事務局

[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
※土日・祝日及び年末年始はお休みです。

<https://tokyo-scholarship-support.jp/>
TEL 03-6734-1228

※令和8年3月31日までの電話番号となります。
令和8年4月1日以降の電話番号は事業専用ウェブサイトでご確認ください。



令和8年2月発行